

※受理年月日	福岡県 年 月 日
※受理番号	-8.4.30
※備考	第 号

大規模小売店舗届出書

令和8年4月30日

福岡県知事 殿

株式会社しまむら
代表取締役 高橋維一郎
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 新宮ファッションモール
福岡県糟屋郡新宮町下府土地区画整理事業15街区

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社しまむら	代表取締役 高橋維一郎	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年12月31日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,087㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	収容台数	位 置
駐車場	99台	建物敷地内(資料-3 平面図兼配置図上に記載)

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
A棟西側(資料-3 平面図兼配置図上・駐輪場No.1)	20台
B棟東側(資料-3 平面図兼配置図上・駐輪場No.2)	10台
合 計	30台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
A棟西側(資料-3 平面図兼配置図上・荷さばき施設No.1)	40m ²
B棟南側(資料-3 平面図兼配置図上・荷さばき施設No.2)	15m ²
合 計	55m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 積
A棟内西側(資料-3 平面図兼配置図上・廃棄物等保管施設No.1)	13.44m ³
B棟内南側(資料-3 平面図兼配置図上・廃棄物等保管施設No.2)	7.67m ³
合 計	21.11m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻：午前10時 閉店時刻：午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後8時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場	4箇所	建物敷地西側、南側及び東側 (資料-3 平面図兼配置図上・出入口No.1～出入口No.4)

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分